

令和2年2月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会議案

かずさ水道広域連合企業団

議案第1号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和2年2月3日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳 邦

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(かずさ水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 かずさ水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「地方公務員法」を「法」とし、「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(かずさ水道広域連合企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 かずさ水道広域連合企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、給料に相当する報酬)」を加える。

(かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) かずさ水道広域連合企業団任期付職員の採用に関する条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第19号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職その他の任命権者が定める職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6月に達する日（第3条の2第3号及び第3条の3において「1歳6月到達日」という。）（第3条の3の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して広域連合企業長が定める非常勤職員

イ 第3条の2第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第3条の次に次の2条を加える。

（法第2条第1項の条例で定める日）

第3条の2 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条第1号において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合

（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職

員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として広域連合企業長が定める場合に該当する場合

（法第2条第1項の条例で定める場合）

第3条の3 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日（当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日において育児休業をしている場合
又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として広域連合企業長が定める場合に該当する場合

第5条第2号中「(法第2条第1項に規定する子をいう。第10条第1号を除き、以下同じ。)」を削り、同条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の2号を加える。

(7) 第3条の2第3号に掲げる場合に該当すること又は第3条の3の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第6条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

(かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第4条 かずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

(6) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が広域連合企業長と協議して定める額

(かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「、常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げ

る職を占めるもの（以下「第2号会計年度任用職員」という。）及び同法」に改める。

第16条中「する職員」の次に「(第2号会計年度任用職員にあつては、任期が6月以上の者その他の広域連合企業長が定める者に限る。以下この条において同じ。)」を加える。

第19条第1項中「職員」の次に「(第2号会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条第7項を第8項とし、同条第6項中「した者」を「した職員(第2号会計年度任用職員にあつては、第2項の規定が適用される者に限る。)」に改め、同項を第7項とし、同条第5項中「除く」の次に「。第2号会計年度任用職員にあつては、第2項の規定が適用される者に限る」を加え、同項を第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第2号会計年度任用職員のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく管理規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至った者で、その超えるに至った月以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものについては、この条の規定を適用する。

第21条第1項中「職員」の次に「(第2号会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第2号会計年度任用職員が勤務しないときの給与の減額については、広域連合企業長が定める。

第23条の次に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員の給与)

第23条の2 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職を占めるもの(以下「第1号会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

2 第1号会計年度任用職員に支給する報酬の額は、職員の給与との権衡を考慮し、広域連合企業長が定める。

3 第1号会計年度任用職員の期末手当は、基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員(任期が6月以上の者その他の広域連合企業長が定める者(1週間当たりの勤務時間が広域連合企業長が定める時間に満たない者を除く。))に限る。以下この項において同じ。)に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職(死亡による退職を含む。)した第1号会計年度任用職員(広域連合企業長が定める第1号会計年度任用職員を除く。)についても、同様とする。

第24条中「以外」を「及び第1号会計年度任用職員以外」に改める。

第25条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第6条、第8条及び第17条の規定は、第2号会計年度任用職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定による改正後のかずさ水道広域連合企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第6条の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第2号

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月3日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳 邦

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例(平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第32号)
の一部を次のように改正する。

別表第3指定給水装置工事事業者を指定するときの項の次に次のように加える。

指定給水装置工事事業者の 指定を更新するとき	申請の際	1件につき 10,000円 (非課税)
---------------------------	------	------------------------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第3号

かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

統合前の旧事業体の平成30年度決算における未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

令和2年2月3日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳 邦

○統合前の旧事業体の平成30年度決算における未処分利益剰余金の処分

1 水道事業の部

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	19,952,284,644	3,029,023,924	2,521,171,471
議会の議決による処分数額	830,811,261	0	△ 1,755,598,815
減債積立金への積立	0	0	△ 143,713,741
建設改良積立金への積立	0	0	△ 781,073,813
資本金への組入	830,811,261	0	△ 830,811,261
処分後残高	20,783,095,905	3,029,023,924	(繰越利益剰余金) 765,572,656

2 水道用水供給事業の部

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	37,928,352,386	1,524,635,153	2,066,047,574
議会の議決による処分数額	998,366,218	0	△ 1,748,366,218
減債積立金への積立	0	0	△ 750,000,000
建設改良積立金への積立	0	0	0
資本金への組入	998,366,218	0	△ 998,366,218
処分後残高	38,926,718,604	1,524,635,153	(繰越利益剰余金) 317,681,356

議案第6号

水道料金債権の放棄について

次のとおり、消滅時効期間の経過した水道料金に係る債権の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月3日提出

かずさ水道広域連合企業団広域連合企業長 渡辺 芳 邦

- 1 債権の種類 水道料金債権（遅延損害金を含む。）
- 2 債権額 4,044,401円（遅延損害金を除く。）
- 3 債務者 510人
- 4 債権の概要

調定年度	債権放棄の理由	調定件数	金額
平成25年度	所在不明	164件	848,694円
	費用倒れ	14件	58,630円
	無資力	1件	2,173円
	計	179件	909,497円
平成26年度	消滅時効	2件	2,567円
	法人休止	2件	5,351円
	所在不明	752件	2,982,106円
	費用倒れ	36件	136,685円
	無資力	4件	8,195円
	計	796件	3,134,904円
合計		975件	4,044,401円

※債権放棄の理由の説明については、別紙のとおり。

水道料金債権放棄の理由及び説明

略 称	説 明
消滅時効	消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ、債務者が時効の援用があった、又は時効の援用が見込まれることから、債権を放棄する。
法人休止	法人である債務者がその事業を休止し、かつ、財産も残っていないと認められる、又は破産法等に基づき債務者の責任が免除され、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
所在不明	債務者の所在が不明、又は死亡し、相続人が不明であり、財産の存否も明らかでなく、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
費用倒れ	金額が裁判所を行う強制徴収の手続きに要する費用等に満たない、又はその手続きが困難であると認められ、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。
無資力	債務者の資力が無い又は不十分であり、債務を履行する見込みがないと認められ、消滅時効の期間が経過したものであることから、債権を放棄する。

※債権放棄の理由が複数該当する場合は、上段の区分を適用する。

債権の内容

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	1	26	平成26年6月2日	1,037円	法人休止
木更津	1	26	平成26年7月31日	4,314円	法人休止
木更津	2	26	平成26年10月31日	2,149円	所在不明
木更津	2	26	平成26年12月1日	1,177円	所在不明
木更津	3	25	平成26年4月30日	2,189円	所在不明
木更津	3	26	平成26年6月30日	1,890円	所在不明
木更津	4	25	平成26年4月30日	2,887円	所在不明
木更津	4	26	平成26年6月30日	1,989円	所在不明
木更津	4	26	平成26年9月1日	2,149円	所在不明
木更津	5	26	平成27年3月2日	2,662円	所在不明
木更津	6	25	平成26年3月31日	6,468円	所在不明
木更津	6	26	平成26年6月2日	3,685円	所在不明
木更津	7	26	平成26年12月1日	1,944円	所在不明
木更津	7	26	平成27年2月2日	1,944円	所在不明
木更津	8	25	平成26年4月30日	12,495円	所在不明
木更津	8	26	平成26年6月30日	10,557円	所在不明
木更津	9	26	平成26年6月2日	2,887円	所在不明
木更津	9	26	平成26年9月30日	2,149円	所在不明
木更津	10	25	平成26年3月31日	13,067円	所在不明
木更津	10	26	平成26年6月2日	19,288円	所在不明
木更津	10	26	平成26年7月31日	13,640円	所在不明
木更津	11	26	平成27年2月2日	18,732円	所在不明
木更津	12	26	平成26年6月2日	2,089円	所在不明
木更津	13	26	平成27年1月5日	2,354円	所在不明
木更津	13	26	平成27年3月2日	1,944円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	14	26	平成27年3月2日	9,973円	所在不明
木更津	15	26	平成27年2月2日	2,046円	所在不明
木更津	16	25	平成26年4月30日	2,887円	所在不明
木更津	16	26	平成26年6月30日	1,890円	所在不明
木更津	17	26	平成27年3月2日	3,072円	所在不明
木更津	18	26	平成27年1月5日	2,457円	所在不明
木更津	19	26	平成26年9月1日	2,046円	所在不明
木更津	19	26	平成26年10月31日	2,046円	所在不明
木更津	19	26	平成27年1月5日	1,944円	所在不明
木更津	20	25	平成26年4月30日	1,989円	所在不明
木更津	21	25	平成26年4月30日	2,488円	所在不明
木更津	22	26	平成26年9月1日	2,764円	所在不明
木更津	22	26	平成26年12月1日	2,586円	所在不明
木更津	23	25	平成26年4月30日	5,670円	所在不明
木更津	24	26	平成27年1月5日	486円	所在不明
木更津	24	26	平成27年3月2日	1,944円	所在不明
木更津	25	26	平成27年2月2日	11,745円	所在不明
木更津	26	26	平成27年3月2日	2,867円	所在不明
木更津	27	26	平成26年10月31日	3,072円	所在不明
木更津	27	26	平成27年1月5日	2,970円	所在不明
木更津	27	26	平成27年3月2日	2,046円	所在不明
木更津	28	25	平成26年3月31日	1,890円	所在不明
木更津	29	26	平成26年12月1日	1,074円	所在不明
木更津	30	26	平成27年1月5日	1,944円	所在不明
木更津	30	26	平成26年9月1日	5,545円	所在不明
木更津	30	26	平成26年10月31日	3,996円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	31	26	平成27年3月2日	11,080円	所在不明
木更津	32	25	平成26年3月31日	1,989円	所在不明
木更津	33	26	平成26年6月2日	771円	所在不明
木更津	33	26	平成26年7月31日	5,103円	所在不明
木更津	33	26	平成26年9月1日	1,560円	所在不明
木更津	34	25	平成26年3月31日	2,289円	所在不明
木更津	34	26	平成26年6月2日	2,089円	所在不明
木更津	35	26	平成26年9月30日	2,046円	所在不明
木更津	35	26	平成26年12月1日	1,944円	所在不明
木更津	36	26	平成27年1月5日	2,764円	所在不明
木更津	36	26	平成27年3月2日	3,277円	所在不明
木更津	37	26	平成27年1月5日	2,662円	所在不明
木更津	37	26	平成27年3月2日	2,867円	所在不明
木更津	38	25	平成26年3月31日	2,588円	所在不明
木更津	38	25	平成26年4月30日	2,115円	所在不明
木更津	39	25	平成26年3月31日	2,189円	所在不明
木更津	40	26	平成26年10月31日	3,688円	所在不明
木更津	40	26	平成27年1月5日	3,175円	所在不明
木更津	41	25	平成26年4月30日	2,089円	所在不明
木更津	42	26	平成26年6月30日	3,585円	所在不明
木更津	42	26	平成26年7月31日	691円	所在不明
木更津	43	26	平成27年3月2日	2,381円	所在不明
木更津	44	26	平成27年1月5日	3,688円	所在不明
木更津	44	26	平成27年3月2日	3,277円	所在不明
木更津	45	25	平成26年4月30日	1,890円	所在不明
木更津	45	26	平成26年6月30日	1,890円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	46	26	平成27年3月2日	2,764円	所在不明
木更津	47	26	平成26年10月31日	2,354円	所在不明
木更津	47	26	平成27年1月5日	2,149円	所在不明
木更津	47	26	平成27年3月2日	1,944円	所在不明
木更津	48	26	平成26年10月31日	26,222円	所在不明
木更津	48	26	平成27年1月5日	22,118円	所在不明
木更津	49	26	平成27年3月2日	4,660円	所在不明
木更津	50	26	平成26年9月1日	3,175円	所在不明
木更津	50	26	平成26年9月30日	2,278円	所在不明
木更津	51	25	平成26年3月31日	2,189円	所在不明
木更津	51	26	平成26年6月2日	2,189円	所在不明
木更津	51	26	平成26年7月31日	2,251円	所在不明
木更津	52	26	平成27年2月2日	588円	所在不明
木更津	53	25	平成26年4月30日	1,890円	所在不明
木更津	54	25	平成26年4月30日	133,948円	所在不明
木更津	55	26	平成26年6月2日	10,773円	所在不明
木更津	55	26	平成26年7月31日	8,866円	所在不明
木更津	55	26	平成26年9月30日	2,484円	所在不明
木更津	56	25	平成26年4月30日	25,840円	所在不明
木更津	56	26	平成26年6月28日	19,593円	所在不明
木更津	56	26	平成26年7月31日	2,894円	所在不明
木更津	57	26	平成26年6月30日	4,530円	所在不明
木更津	57	26	平成26年9月1日	2,559円	所在不明
木更津	57	26	平成26年10月31日	1,944円	所在不明
木更津	58	26	平成27年3月2日	3,996円	所在不明
木更津	59	26	平成27年1月5日	2,662円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	59	26	平成27年3月2日	2,046円	所在不明
木更津	60	26	平成27年2月2日	41,904円	所在不明
木更津	61	25	平成26年3月31日	4,315円	所在不明
木更津	61	26	平成26年6月2日	3,087円	所在不明
木更津	62	26	平成26年9月1日	2,046円	所在不明
木更津	62	26	平成26年10月31日	2,149円	所在不明
木更津	63	26	平成26年9月30日	2,764円	所在不明
木更津	63	26	平成26年12月1日	2,251円	所在不明
木更津	64	25	平成26年4月30日	1,890円	所在不明
木更津	65	26	平成26年9月30日	2,251円	所在不明
木更津	65	26	平成26年12月1日	1,944円	所在不明
木更津	66	26	平成27年3月2日	2,354円	所在不明
木更津	67	25	平成26年4月30日	8,190円	所在不明
木更津	67	26	平成26年6月2日	2,803円	所在不明
木更津	68	26	平成26年9月30日	3,790円	所在不明
木更津	68	26	平成26年12月1日	3,996円	所在不明
木更津	68	26	平成27年2月2日	5,103円	所在不明
木更津	69	26	平成26年9月1日	3,380円	所在不明
木更津	69	26	平成26年10月31日	2,457円	所在不明
木更津	69	26	平成27年1月5日	1,944円	所在不明
木更津	70	26	平成26年9月1日	6,431円	所在不明
木更津	70	26	平成26年10月31日	2,354円	所在不明
木更津	70	26	平成27年1月5日	2,046円	所在不明
木更津	71	26	平成26年9月1日	3,072円	所在不明
木更津	71	26	平成26年10月31日	2,764円	所在不明
木更津	72	26	平成26年9月30日	2,559円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	72	26	平成26年12月1日	2,354円	所在不明
木更津	72	26	平成27年1月5日	1,765円	所在不明
木更津	73	26	平成27年1月5日	2,764円	所在不明
木更津	73	26	平成27年3月2日	1,944円	所在不明
木更津	74	26	平成27年1月5日	1,944円	所在不明
木更津	75	26	平成26年6月30日	2,189円	所在不明
木更津	75	26	平成26年9月1日	1,944円	所在不明
木更津	76	25	平成26年3月31日	4,100円	所在不明
木更津	77	26	平成26年7月31日	2,354円	所在不明
木更津	77	26	平成26年9月30日	1,944円	所在不明
木更津	78	25	平成26年4月30日	2,388円	所在不明
木更津	78	26	平成26年6月30日	2,189円	所在不明
木更津	79	26	平成26年6月2日	17,136円	所在不明
木更津	79	26	平成26年7月31日	17,344円	所在不明
木更津	79	26	平成26年9月30日	4,881円	所在不明
木更津	80	26	平成26年6月30日	11,418円	所在不明
木更津	80	26	平成26年9月1日	11,966円	所在不明
木更津	80	26	平成26年10月31日	5,324円	所在不明
木更津	81	26	平成26年7月31日	2,559円	所在不明
木更津	82	26	平成26年9月1日	2,149円	所在不明
木更津	82	26	平成26年10月31日	1,944円	所在不明
木更津	82	26	平成27年1月5日	1,944円	所在不明
木更津	83	26	平成26年7月31日	3,790円	所在不明
木更津	83	26	平成26年9月30日	2,559円	所在不明
木更津	83	26	平成26年12月1日	2,046円	所在不明
木更津	84	26	平成26年10月31日	5,545円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	84	26	平成26年9月1日	11,302円	所在不明
木更津	85	26	平成26年6月2日	40,393円	所在不明
木更津	85	26	平成26年7月31日	40,478円	所在不明
木更津	85	26	平成26年9月30日	30,142円	所在不明
木更津	86	25	平成26年3月31日	1,890円	所在不明
木更津	87	26	平成26年9月1日	8,645円	所在不明
木更津	87	26	平成26年10月31日	7,981円	所在不明
木更津	87	26	平成26年12月1日	3,105円	所在不明
木更津	88	26	平成26年6月2日	2,887円	所在不明
木更津	88	26	平成26年7月31日	3,072円	所在不明
木更津	88	26	平成26年9月30日	2,662円	所在不明
木更津	89	26	平成26年7月31日	3,893円	所在不明
木更津	89	26	平成26年9月30日	2,354円	所在不明
木更津	89	26	平成26年12月1日	1,944円	所在不明
木更津	90	26	平成26年7月31日	5,103円	所在不明
木更津	90	26	平成26年9月30日	3,893円	所在不明
木更津	91	26	平成27年2月2日	8,202円	所在不明
木更津	92	26	平成26年10月31日	3,175円	所在不明
木更津	92	26	平成27年1月5日	2,970円	所在不明
木更津	93	26	平成27年2月2日	13,413円	所在不明
木更津	94	25	平成26年3月31日	2,787円	所在不明
木更津	94	26	平成26年6月2日	2,787円	所在不明
木更津	95	26	平成26年6月2日	2,289円	所在不明
木更津	95	26	平成26年7月31日	2,354円	所在不明
木更津	95	26	平成26年9月30日	2,046円	所在不明
木更津	96	26	平成27年1月5日	5,988円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	96	26	平成27年3月2日	1,944円	所在不明
木更津	97	26	平成26年12月1日	3,072円	所在不明
木更津	97	26	平成27年2月2日	2,559円	所在不明
木更津	98	26	平成26年6月30日	11,634円	所在不明
木更津	99	26	平成27年1月5日	3,585円	所在不明
木更津	99	26	平成27年3月2日	2,149円	所在不明
木更津	100	26	平成26年9月1日	486円	所在不明
木更津	100	26	平成26年10月31日	2,867円	所在不明
木更津	100	26	平成27年1月5日	2,149円	所在不明
木更津	101	25	平成26年4月30日	2,189円	所在不明
木更津	101	26	平成26年6月30日	1,890円	所在不明
木更津	102	26	平成26年9月1日	691円	所在不明
木更津	102	26	平成26年10月31日	3,585円	所在不明
木更津	102	26	平成27年1月5日	2,662円	所在不明
木更津	103	26	平成27年3月2日	3,380円	所在不明
木更津	104	26	平成26年6月2日	2,488円	所在不明
木更津	104	26	平成26年6月30日	691円	所在不明
木更津	105	25	平成26年4月30日	2,388円	所在不明
木更津	106	25	平成26年4月30日	16,317円	所在不明
木更津	106	26	平成26年6月30日	6,037円	所在不明
木更津	107	26	平成27年1月5日	10,859円	所在不明
木更津	107	26	平成27年2月2日	1,663円	所在不明
木更津	108	25	平成26年3月31日	3,585円	所在不明
木更津	108	26	平成26年6月2日	6,683円	所在不明
木更津	108	26	平成26年7月31日	2,559円	所在不明
木更津	109	25	平成26年3月31日	3,386円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	110	25	平成26年3月31日	4,530円	所在不明
木更津	110	26	平成26年6月2日	4,100円	所在不明
木更津	111	26	平成27年3月2日	2,559円	所在不明
木更津	112	26	平成27年2月2日	5,988円	所在不明
木更津	113	26	平成27年2月2日	3,996円	所在不明
木更津	114	26	平成26年6月2日	2,289円	所在不明
木更津	114	26	平成26年7月31日	2,354円	所在不明
木更津	114	26	平成26年9月1日	1,382円	所在不明
木更津	115	26	平成26年6月2日	9,912円	所在不明
木更津	115	26	平成26年7月31日	1,441円	所在不明
木更津	115	26	平成26年7月31日	12,187円	所在不明
木更津	116	26	平成26年6月2日	3,585円	所在不明
木更津	116	26	平成26年7月31日	2,867円	所在不明
木更津	116	26	平成26年9月30日	2,354円	所在不明
木更津	117	25	平成26年4月30日	2,688円	所在不明
木更津	117	26	平成26年6月30日	1,989円	所在不明
木更津	118	26	平成26年7月31日	3,996円	所在不明
木更津	118	26	平成26年9月30日	2,457円	所在不明
木更津	118	26	平成26年12月1日	2,046円	所在不明
木更津	119	26	平成26年6月2日	2,588円	所在不明
木更津	120	25	平成26年4月30日	2,887円	所在不明
木更津	121	26	平成27年3月2日	2,764円	所在不明
木更津	122	25	平成26年3月31日	472円	所在不明
木更津	122	26	平成26年6月2日	2,488円	所在不明
木更津	122	26	平成26年7月31日	2,149円	所在不明
木更津	123	26	平成26年9月1日	972円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	124	25	平成26年3月31日	1,890円	所在不明
木更津	124	26	平成26年6月2日	1,890円	所在不明
木更津	124	26	平成26年7月31日	2,149円	所在不明
木更津	125	26	平成26年9月30日	3,893円	所在不明
木更津	126	26	平成26年9月30日	3,996円	所在不明
木更津	126	26	平成26年12月1日	5,545円	所在不明
木更津	126	26	平成27年2月2日	6,431円	所在不明
木更津	127	26	平成26年9月30日	2,354円	所在不明
木更津	127	26	平成26年12月1日	2,354円	所在不明
木更津	127	26	平成27年2月2日	1,944円	所在不明
木更津	128	26	平成27年1月5日	1,382円	所在不明
木更津	129	26	平成27年1月5日	1,279円	所在不明
木更津	130	25	平成26年3月31日	1,989円	所在不明
木更津	131	26	平成26年10月31日	7,538円	所在不明
木更津	131	26	平成27年1月5日	5,103円	所在不明
木更津	132	25	平成26年3月31日	3,885円	所在不明
木更津	132	25	平成26年3月31日	672円	所在不明
木更津	133	26	平成27年1月5日	8,424円	所在不明
木更津	133	26	平成27年3月2日	6,652円	所在不明
木更津	134	25	平成26年4月30日	4,205円	所在不明
木更津	134	26	平成26年6月30日	7,113円	所在不明
木更津	134	26	平成26年7月31日	1,441円	所在不明
木更津	135	26	平成26年12月1日	3,893円	所在不明
木更津	135	26	平成26年12月1日	896円	所在不明
木更津	136	26	平成26年7月31日	2,457円	所在不明
木更津	136	26	平成26年9月30日	2,764円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	136	26	平成26年12月1日	2,764円	所在不明
木更津	137	26	平成26年12月1日	4,660円	所在不明
木更津	137	26	平成27年1月5日	1,074円	所在不明
木更津	138	25	平成26年3月31日	1,890円	所在不明
木更津	139	25	平成26年3月31日	3,486円	所在不明
木更津	140	25	平成26年4月30日	1,890円	所在不明
木更津	140	26	平成26年6月30日	1,890円	所在不明
木更津	141	26	平成26年7月31日	8,645円	所在不明
木更津	141	26	平成26年9月30日	6,652円	所在不明
木更津	142	26	平成26年12月1日	3,277円	所在不明
木更津	142	26	平成27年1月5日	1,279円	所在不明
木更津	143	25	平成26年4月30日	1,417円	所在不明
木更津	144	26	平成27年3月2日	7,981円	所在不明
木更津	145	26	平成27年2月2日	1,944円	所在不明
木更津	146	26	平成26年9月30日	2,046円	所在不明
木更津	147	26	平成27年1月5日	2,867円	所在不明
木更津	147	26	平成27年3月2日	3,277円	所在不明
木更津	148	26	平成27年1月5日	3,175円	所在不明
木更津	149	26	平成26年7月31日	2,662円	所在不明
木更津	149	26	平成26年9月1日	1,690円	所在不明
木更津	150	26	平成27年1月5日	2,791円	所在不明
木更津	150	26	平成27年3月2日	15,940円	所在不明
木更津	151	26	平成26年9月1日	8,202円	所在不明
木更津	151	26	平成26年9月30日	1,074円	所在不明
木更津	152	26	平成26年6月2日	3,234円	所在不明
木更津	153	26	平成27年1月5日	4,768円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	153	26	平成26年12月1日	10,195円	所在不明
木更津	154	26	平成26年6月2日	3,087円	所在不明
木更津	154	26	平成26年7月31日	2,867円	所在不明
木更津	155	26	平成26年9月1日	3,661円	所在不明
木更津	156	26	平成26年9月1日	4,660円	所在不明
木更津	156	26	平成26年10月31日	5,767円	所在不明
木更津	156	26	平成27年1月5日	2,354円	所在不明
木更津	157	26	平成26年12月1日	9,531円	所在不明
木更津	157	26	平成27年2月2日	3,175円	所在不明
木更津	158	26	平成27年1月5日	3,218円	所在不明
木更津	159	26	平成26年6月30日	2,289円	所在不明
木更津	159	26	平成26年9月1日	2,149円	所在不明
木更津	159	26	平成26年9月1日	486円	所在不明
木更津	160	26	平成27年2月2日	3,277円	所在不明
木更津	161	26	平成27年3月2日	5,988円	所在不明
木更津	162	25	平成26年4月30日	2,887円	所在不明
木更津	162	26	平成26年6月2日	1,743円	所在不明
木更津	163	26	平成26年6月2日	2,016円	所在不明
木更津	164	26	平成26年10月31日	3,175円	所在不明
木更津	165	26	平成26年6月2日	1,890円	所在不明
木更津	165	26	平成26年7月31日	1,944円	所在不明
木更津	166	25	平成26年3月31日	1,989円	所在不明
木更津	167	25	平成26年3月31日	3,785円	所在不明
木更津	167	26	平成26年6月2日	1,890円	所在不明
木更津	168	26	平成26年12月1日	1,944円	所在不明
木更津	168	26	平成27年2月2日	1,944円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	169	26	平成26年6月2日	2,289円	所在不明
木更津	170	26	平成26年9月30日	3,277円	所在不明
木更津	170	26	平成26年12月1日	3,380円	所在不明
木更津	171	26	平成26年12月1日	3,996円	所在不明
木更津	171	26	平成27年2月2日	3,072円	所在不明
木更津	172	26	平成26年9月30日	2,970円	所在不明
木更津	172	26	平成26年12月1日	2,559円	所在不明
木更津	173	26	平成26年7月31日	896円	所在不明
木更津	173	26	平成26年9月30日	2,764円	所在不明
木更津	173	26	平成26年12月1日	2,149円	所在不明
木更津	174	26	平成26年7月31日	3,380円	所在不明
木更津	174	26	平成26年9月30日	2,867円	所在不明
木更津	174	26	平成26年12月1日	2,867円	所在不明
木更津	174	26	平成27年2月2日	2,046円	所在不明
木更津	175	26	平成27年2月2日	1,279円	所在不明
木更津	175	26	平成27年3月2日	1,458円	所在不明
木更津	176	26	平成27年2月2日	3,277円	所在不明
木更津	177	25	平成26年4月30日	3,990円	所在不明
木更津	177	25	平成26年3月31日	12,279円	所在不明
木更津	178	25	平成26年3月31日	1,890円	所在不明
木更津	179	25	平成26年3月31日	4,746円	所在不明
木更津	179	26	平成26年6月2日	2,887円	所在不明
木更津	179	26	平成26年7月31日	2,251円	所在不明
木更津	180	25	平成26年4月30日	3,386円	所在不明
木更津	181	26	平成26年6月2日	2,016円	所在不明
木更津	181	26	平成26年6月30日	1,971円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	182	26	平成26年10月31日	5,103円	所在不明
木更津	182	26	平成27年1月5日	5,767円	所在不明
木更津	183	26	平成26年6月30日	3,286円	所在不明
木更津	184	26	平成26年9月1日	2,149円	所在不明
木更津	184	26	平成26年10月31日	1,944円	所在不明
木更津	185	25	平成26年4月30日	1,890円	所在不明
木更津	185	26	平成26年6月30日	1,890円	所在不明
木更津	186	26	平成27年1月5日	8,202円	所在不明
木更津	186	26	平成27年3月2日	7,981円	所在不明
木更津	187	26	平成26年9月1日	3,483円	所在不明
木更津	187	26	平成26年10月31日	6,874円	所在不明
木更津	188	25	平成26年4月30日	2,987円	所在不明
木更津	188	26	平成26年6月30日	1,989円	所在不明
木更津	188	26	平成26年9月1日	1,944円	所在不明
木更津	189	25	平成26年3月31日	11,418円	所在不明
木更津	190	26	平成26年6月30日	5,176円	所在不明
木更津	190	26	平成26年7月31日	2,176円	所在不明
木更津	191	25	平成26年3月31日	5,607円	所在不明
木更津	191	25	平成26年4月30日	4,205円	所在不明
木更津	192	25	平成26年3月31日	5,176円	所在不明
木更津	192	25	平成26年4月30日	2,588円	所在不明
木更津	193	25	平成26年4月30日	7,544円	所在不明
木更津	194	26	平成26年6月2日	3,186円	所在不明
木更津	194	26	平成26年7月31日	2,457円	所在不明
木更津	195	26	平成26年10月31日	3,277円	所在不明
木更津	195	26	平成26年12月1日	1,485円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	196	26	平成27年1月5日	3,277円	所在不明
木更津	196	26	平成27年3月2日	3,893円	所在不明
木更津	197	25	平成26年3月31日	2,887円	所在不明
木更津	197	26	平成26年6月2日	1,989円	所在不明
木更津	197	26	平成26年7月31日	2,046円	所在不明
木更津	198	26	平成27年1月5日	2,381円	所在不明
木更津	198	26	平成27年3月2日	3,585円	所在不明
木更津	198	26	平成27年3月2日	691円	所在不明
木更津	199	26	平成26年6月30日	2,289円	所在不明
木更津	199	26	平成26年9月1日	2,251円	所在不明
木更津	199	26	平成26年10月31日	2,251円	所在不明
木更津	200	26	平成26年7月31日	1,458円	所在不明
木更津	201	26	平成26年7月31日	3,483円	所在不明
木更津	201	26	平成26年9月30日	3,175円	所在不明
木更津	201	26	平成26年12月1日	1,944円	所在不明
木更津	202	26	平成26年6月2日	2,388円	所在不明
木更津	202	26	平成26年7月31日	2,251円	所在不明
木更津	203	26	平成27年1月5日	1,944円	所在不明
木更津	203	26	平成27年3月2日	1,944円	所在不明
木更津	204	26	平成26年7月31日	14,256円	所在不明
木更津	204	26	平成26年9月1日	11,745円	所在不明
木更津	205	26	平成26年12月1日	7,317円	所在不明
木更津	205	26	平成27年2月2日	5,324円	所在不明
木更津	206	25	平成26年4月30日	7,544円	所在不明
木更津	206	26	平成26年6月2日	2,016円	所在不明
木更津	207	26	平成26年12月1日	2,559円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	207	26	平成27年2月2日	2,457円	所在不明
木更津	208	25	平成26年3月31日	11,849円	所在不明
木更津	208	25	平成26年4月30日	5,171円	所在不明
木更津	209	26	平成27年2月2日	8,753円	所在不明
木更津	209	26	平成27年3月2日	10,357円	所在不明
木更津	210	26	平成27年3月2日	4,433円	所在不明
木更津	210	26	平成27年2月2日	11,523円	所在不明
木更津	211	26	平成27年2月2日	3,105円	所在不明
木更津	211	26	平成27年3月2日	5,319円	所在不明
木更津	212	26	平成27年3月2日	486円	所在不明
木更津	213	26	平成26年12月1日	2,764円	所在不明
木更津	213	26	平成27年1月5日	588円	所在不明
木更津	214	26	平成27年3月2日	2,149円	所在不明
木更津	215	26	平成26年7月31日	8,424円	所在不明
木更津	215	26	平成26年9月30日	6,210円	所在不明
木更津	215	26	平成26年10月31日	2,883円	所在不明
木更津	216	26	平成26年6月30日	19,866円	所在不明
木更津	216	26	平成26年9月1日	19,591円	所在不明
木更津	216	26	平成26年10月31日	3,688円	所在不明
木更津	217	25	平成26年3月31日	1,044円	所在不明
木更津	218	26	平成26年7月31日	1,944円	所在不明
木更津	218	26	平成26年9月30日	1,944円	所在不明
木更津	218	26	平成26年12月1日	1,944円	所在不明
木更津	219	26	平成26年7月31日	2,354円	所在不明
木更津	219	26	平成26年9月30日	2,457円	所在不明
木更津	219	26	平成26年12月1日	2,457円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	220	26	平成27年2月2日	2,559円	所在不明
木更津	221	26	平成26年6月2日	2,887円	所在不明
木更津	221	26	平成26年7月31日	1,944円	所在不明
木更津	222	25	平成26年3月31日	3,885円	所在不明
木更津	222	25	平成26年4月30日	2,157円	所在不明
木更津	223	26	平成26年10月31日	3,893円	所在不明
木更津	223	26	平成27年1月5日	3,175円	所在不明
木更津	223	26	平成27年2月2日	1,220円	所在不明
木更津	224	26	平成26年6月30日	3,386円	所在不明
木更津	224	26	平成26年9月1日	1,765円	所在不明
木更津	225	26	平成26年7月31日	2,764円	所在不明
木更津	225	26	平成26年9月30日	2,046円	所在不明
木更津	226	26	平成27年1月5日	1,944円	所在不明
木更津	227	25	平成26年3月31日	11,849円	所在不明
木更津	227	26	平成26年6月2日	8,079円	所在不明
木更津	228	26	平成26年7月31日	972円	所在不明
木更津	229	26	平成26年10月31日	5,988円	所在不明
木更津	230	26	平成26年6月2日	2,289円	所在不明
木更津	230	26	平成26年7月31日	2,149円	所在不明
木更津	231	26	平成27年2月2日	8,202円	所在不明
木更津	232	26	平成26年9月30日	6,652円	所在不明
木更津	232	26	平成26年12月1日	6,652円	所在不明
木更津	232	26	平成27年1月5日	2,440円	所在不明
木更津	233	26	平成26年12月1日	2,354円	所在不明
木更津	233	26	平成27年1月5日	691円	所在不明
木更津	234	26	平成27年2月2日	3,380円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	235	25	平成26年4月30日	6,683円	所在不明
木更津	236	26	平成26年9月30日	2,354円	所在不明
木更津	236	26	平成26年12月1日	2,251円	所在不明
木更津	236	26	平成27年1月5日	1,177円	所在不明
木更津	237	26	平成26年7月31日	2,457円	所在不明
木更津	237	26	平成26年9月30日	1,944円	所在不明
木更津	237	26	平成26年12月1日	1,944円	所在不明
木更津	238	26	平成27年2月2日	2,457円	所在不明
木更津	239	26	平成26年9月30日	2,867円	所在不明
木更津	239	26	平成26年9月30日	486円	所在不明
木更津	240	25	平成26年3月31日	2,887円	所在不明
木更津	240	25	平成26年4月30日	1,244円	所在不明
木更津	241	25	平成26年3月31日	2,488円	所在不明
木更津	241	26	平成26年6月2日	2,987円	所在不明
木更津	242	26	平成26年6月2日	2,588円	所在不明
木更津	242	26	平成26年7月31日	2,970円	所在不明
木更津	242	26	平成26年9月1日	1,177円	所在不明
木更津	243	26	平成27年3月2日	3,996円	所在不明
木更津	244	26	平成26年9月1日	2,970円	所在不明
木更津	244	26	平成26年10月31日	2,764円	所在不明
木更津	244	26	平成26年12月1日	1,074円	所在不明
木更津	245	26	平成26年6月2日	2,987円	所在不明
木更津	245	26	平成26年7月31日	3,175円	所在不明
木更津	245	26	平成26年9月30日	1,560円	所在不明
木更津	246	26	平成26年12月1日	6,431円	所在不明
木更津	247	26	平成27年2月2日	5,545円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	248	26	平成26年10月31日	7,095円	所在不明
木更津	249	26	平成26年6月2日	2,388円	所在不明
木更津	249	26	平成26年7月31日	2,046円	所在不明
木更津	249	26	平成26年9月30日	1,944円	所在不明
木更津	250	25	平成26年3月31日	2,688円	所在不明
木更津	250	26	平成26年6月2日	2,388円	所在不明
木更津	251	26	平成26年6月2日	2,388円	所在不明
木更津	251	26	平成26年7月31日	2,457円	所在不明
木更津	252	26	平成26年12月1日	7,317円	所在不明
木更津	252	26	平成27年2月2日	7,317円	所在不明
木更津	253	26	平成26年10月31日	7,317円	所在不明
木更津	253	26	平成27年1月5日	7,759円	所在不明
木更津	253	26	平成27年3月2日	4,989円	所在不明
木更津	254	26	平成26年12月1日	2,149円	所在不明
木更津	255	26	平成26年10月31日	2,046円	所在不明
木更津	256	26	平成26年10月31日	6,210円	所在不明
木更津	256	26	平成27年1月5日	3,585円	所在不明
木更津	257	26	平成26年12月1日	3,277円	所在不明
木更津	257	26	平成27年1月5日	486円	所在不明
木更津	258	26	平成27年1月5日	972円	所在不明
木更津	259	26	平成27年3月2日	691円	所在不明
木更津	260	26	平成27年3月2日	3,175円	所在不明
木更津	261	26	平成27年3月2日	3,277円	所在不明
木更津	262	26	平成27年3月2日	8,866円	所在不明
木更津	263	26	平成26年12月1日	8,202円	費用倒れ
木更津	263	26	平成27年2月2日	8,202円	費用倒れ

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	264	25	平成26年4月30日	7,329円	費用倒れ
木更津	264	26	平成26年6月30日	2,388円	費用倒れ
木更津	265	26	平成27年3月2日	2,149円	費用倒れ
木更津	266	26	平成26年10月31日	5,324円	費用倒れ
木更津	266	26	平成26年12月1日	2,219円	費用倒れ
木更津	267	26	平成26年10月31日	3,688円	費用倒れ
木更津	267	26	平成27年1月5日	2,764円	費用倒れ
木更津	267	26	平成27年3月2日	2,149円	費用倒れ
木更津	268	26	平成26年10月31日	2,046円	費用倒れ
木更津	268	26	平成27年1月5日	1,944円	費用倒れ
木更津	268	26	平成27年3月2日	1,944円	費用倒れ
木更津	269	26	平成26年9月1日	4,217円	費用倒れ
木更津	269	26	平成26年10月31日	4,217円	費用倒れ
木更津	269	26	平成27年1月5日	2,457円	費用倒れ
木更津	270	26	平成26年10月31日	4,217円	費用倒れ
木更津	270	26	平成27年1月5日	6,431円	費用倒れ
木更津	270	26	平成27年3月2日	2,251円	費用倒れ
木更津	271	25	平成26年3月31日	3,785円	費用倒れ
木更津	271	26	平成26年6月2日	1,716円	費用倒れ
木更津	272	25	平成26年3月31日	4,746円	費用倒れ
木更津	272	26	平成26年6月2日	4,100円	費用倒れ
木更津	272	26	平成26年7月31日	3,790円	費用倒れ
木更津	273	26	平成27年3月2日	1,765円	費用倒れ
木更津	274	25	平成26年3月31日	4,530円	費用倒れ
木更津	274	25	平成26年4月30日	472円	費用倒れ
木更津	275	26	平成26年12月1日	2,764円	費用倒れ

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
木更津	275	26	平成27年2月2日	2,354円	費用倒れ
木更津	276	26	平成26年9月1日	2,559円	費用倒れ
木更津	276	26	平成26年12月1日	1,382円	費用倒れ
木更津	277	26	平成27年2月2日	2,251円	費用倒れ
木更津	278	26	平成27年2月2日	8,866円	費用倒れ
君津	1	25	平成26年3月28日	1,890円	所在不明
君津	2	26	平成26年6月2日	2,268円	所在不明
君津	3	25	平成26年4月30日	37,212円	所在不明
君津	3	26	平成26年6月30日	17,734円	所在不明
君津	3	26	平成26年9月1日	18,241円	所在不明
君津	3	26	平成26年9月30日	9,072円	所在不明
君津	4	25	平成26年4月30日	2,646円	所在不明
君津	5	26	平成26年12月1日	1,166円	所在不明
君津	6	25	平成26年3月28日	2,835円	所在不明
君津	7	26	平成26年7月31日	2,138円	所在不明
君津	7	26	平成26年9月30日	1,944円	所在不明
君津	8	26	平成27年3月2日	4,806円	所在不明
君津	9	25	平成26年4月30日	1,890円	所在不明
君津	9	26	平成26年6月30日	1,984円	所在不明
君津	10	26	平成26年9月1日	3,596円	所在不明
君津	10	26	平成26年9月1日	1,555円	所在不明
君津	11	25	平成26年3月28日	2,268円	所在不明
君津	11	25	平成26年4月30日	945円	所在不明
君津	11	26	平成26年6月2日	1,228円	所在不明
君津	11	26	平成26年7月31日	2,332円	所在不明
君津	11	26	平成26年9月1日	1,069円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
君津	12	26	平成27年1月5日	2,527円	所在不明
君津	12	26	平成27年1月5日	972円	所在不明
君津	13	25	平成26年4月30日	3,024円	所在不明
君津	13	26	平成26年6月30日	3,024円	所在不明
君津	13	26	平成26年6月30日	2,041円	所在不明
君津	14	25	平成26年4月30日	2,929円	所在不明
君津	14	26	平成26年6月30日	1,984円	所在不明
君津	14	26	平成26年9月1日	2,138円	所在不明
君津	15	25	平成26年4月30日	12,348円	所在不明
君津	15	26	平成26年6月30日	14,406円	所在不明
君津	15	26	平成26年9月1日	14,817円	所在不明
君津	15	26	平成26年10月31日	13,608円	所在不明
君津	15	26	平成27年1月5日	14,515円	所在不明
君津	15	26	平成27年3月2日	16,934円	所在不明
君津	16	26	平成26年6月30日	6,993円	所在不明
君津	16	26	平成26年6月30日	1,846円	所在不明
君津	17	26	平成26年10月31日	5,173円	所在不明
君津	17	26	平成27年1月5日	5,724円	所在不明
君津	17	26	平成27年3月2日	2,624円	所在不明
君津	18	26	平成27年3月2日	2,721円	所在不明
君津	19	26	平成27年3月2日	3,693円	所在不明
君津	20	26	平成27年1月5日	3,693円	所在不明
君津	20	26	平成27年3月2日	2,430円	所在不明
君津	21	26	平成27年1月5日	2,624円	所在不明
君津	21	26	平成27年3月2日	2,041円	所在不明
君津	22	25	平成26年4月30日	1,890円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
君津	23	25	平成26年4月30日	2,457円	所在不明
君津	24	26	平成26年12月1日	3,013円	所在不明
君津	24	26	平成27年2月2日	3,013円	所在不明
君津	24	26	平成27年3月2日	2,138円	所在不明
君津	25	26	平成27年2月2日	2,138円	所在不明
君津	26	26	平成26年6月2日	1,984円	所在不明
君津	27	25	平成26年4月30日	1,606円	所在不明
君津	28	26	平成26年6月30日	1,458円	所在不明
君津	29	25	平成26年3月28日	1,417円	所在不明
君津	30	26	平成27年1月5日	2,916円	所在不明
君津	30	26	平成27年3月2日	2,138円	所在不明
君津	31	26	平成27年3月2日	7,192円	所在不明
君津	32	26	平成26年9月1日	2,235円	所在不明
君津	32	26	平成26年10月31日	2,138円	所在不明
君津	32	26	平成26年12月1日	486円	所在不明
君津	33	26	平成27年3月2日	3,888円	所在不明
君津	34	25	平成26年3月28日	1,984円	所在不明
君津	35	25	平成26年3月28日	6,100円	所在不明
君津	35	25	平成26年4月30日	1,323円	所在不明
君津	36	26	平成26年6月30日	2,721円	所在不明
君津	37	25	平成26年3月28日	2,835円	所在不明
君津	37	26	平成26年6月2日	1,890円	所在不明
君津	37	26	平成26年7月31日	1,944円	所在不明
君津	38	25	平成26年3月28日	7,791円	所在不明
君津	38	25	平成26年4月30日	6,100円	所在不明
君津	39	26	平成26年7月31日	4,622円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
君津	39	26	平成26年9月30日	4,438円	所在不明
君津	39	26	平成26年12月1日	3,207円	所在不明
君津	40	25	平成26年3月28日	10,878円	所在不明
君津	41	26	平成26年9月1日	2,235円	所在不明
君津	41	26	平成26年10月31日	1,944円	所在不明
君津	41	26	平成26年10月31日	972円	所在不明
君津	42	25	平成26年4月30日	8,893円	所在不明
君津	42	25	平成26年4月30日	2,268円	所在不明
君津	43	26	平成27年3月2日	18,748円	所在不明
君津	44	26	平成26年6月30日	2,551円	所在不明
君津	44	26	平成26年9月1日	2,818円	所在不明
君津	44	26	平成26年10月31日	2,818円	所在不明
君津	44	26	平成26年12月1日	1,652円	所在不明
君津	45	26	平成27年1月5日	3,207円	所在不明
君津	45	26	平成27年3月2日	3,110円	所在不明
君津	46	26	平成26年6月30日	2,268円	所在不明
君津	46	26	平成26年9月1日	1,944円	所在不明
君津	46	26	平成26年10月31日	1,944円	所在不明
君津	46	26	平成26年12月1日	972円	所在不明
君津	47	26	平成27年3月2日	1,263円	所在不明
君津	48	26	平成26年10月31日	3,402円	所在不明
君津	48	26	平成27年1月5日	3,013円	所在不明
君津	48	26	平成27年2月2日	1,166円	所在不明
君津	49	25	平成26年4月30日	2,079円	所在不明
君津	50	26	平成27年1月5日	1,263円	所在不明
君津	51	25	平成26年3月28日	3,013円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
君津	52	25	平成26年3月28日	1,228円	所在不明
君津	52	25	平成26年4月30日	1,323円	所在不明
君津	52	26	平成26年6月30日	2,740円	所在不明
君津	52	26	平成26年7月31日	2,041円	所在不明
君津	53	25	平成26年3月28日	1,890円	所在不明
君津	54	26	平成27年2月2日	1,944円	所在不明
君津	55	25	平成26年3月28日	2,173円	所在不明
君津	56	26	平成26年9月30日	4,071円	所在不明
君津	56	26	平成26年12月1日	3,499円	所在不明
君津	56	26	平成27年1月5日	2,430円	所在不明
君津	57	25	平成26年3月28日	2,362円	所在不明
君津	57	26	平成26年6月2日	2,079円	所在不明
君津	58	26	平成26年12月1日	3,596円	所在不明
君津	58	26	平成27年2月2日	3,888円	所在不明
君津	59	26	平成26年6月2日	1,890円	所在不明
君津	59	26	平成26年10月31日	972円	所在不明
君津	60	25	平成26年3月28日	2,835円	所在不明
君津	61	26	平成27年2月2日	2,818円	所在不明
君津	61	26	平成27年3月2日	1,749円	所在不明
君津	62	26	平成27年3月2日	6,642円	所在不明
君津	63	25	平成26年4月30日	2,079円	所在不明
君津	64	25	平成26年4月30日	7,570円	所在不明
君津	65	25	平成26年4月30日	3,780円	所在不明
君津	65	26	平成26年6月30日	3,780円	所在不明
君津	65	26	平成26年9月1日	3,888円	所在不明
君津	66	26	平成26年9月1日	777円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
君津	66	26	平成26年9月1日	1,652円	所在不明
君津	67	25	平成26年4月30日	3,118円	所在不明
君津	67	26	平成26年6月30日	3,685円	所在不明
君津	67	26	平成26年9月1日	3,596円	所在不明
君津	67	26	平成26年10月31日	3,888円	所在不明
君津	67	26	平成27年1月5日	3,499円	所在不明
君津	67	26	平成27年3月2日	3,304円	所在不明
君津	68	25	平成26年3月28日	1,890円	所在不明
君津	68	26	平成26年6月2日	1,890円	所在不明
君津	68	26	平成26年7月31日	1,944円	所在不明
君津	69	25	平成26年3月28日	4,494円	所在不明
君津	69	26	平成26年6月2日	2,740円	所在不明
君津	69	26	平成26年7月31日	1,944円	所在不明
君津	70	26	平成27年1月5日	8,694円	所在不明
君津	70	26	平成27年1月5日	2,041円	所在不明
君津	71	26	平成27年1月5日	3,207円	所在不明
君津	71	26	平成27年1月5日	1,069円	所在不明
君津	72	26	平成26年9月30日	583円	所在不明
君津	73	25	平成26年3月28日	12,348円	所在不明
君津	73	26	平成26年6月2日	2,932円	所在不明
君津	73	26	平成26年7月31日	6,642円	所在不明
君津	73	26	平成26年9月30日	6,825円	所在不明
君津	73	26	平成26年10月31日	4,438円	所在不明
君津	74	26	平成26年12月1日	583円	所在不明
君津	74	26	平成27年2月2日	2,041円	所在不明
君津	74	26	平成27年2月2日	972円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
君津	75	25	平成26年4月30日	5,386円	所在不明
君津	76	26	平成26年6月30日	1,458円	所在不明
君津	76	26	平成26年9月1日	2,138円	所在不明
君津	76	26	平成26年9月1日	972円	所在不明
君津	77	26	平成27年1月5日	5,907円	所在不明
君津	77	26	平成27年3月2日	6,825円	所在不明
君津	77	26	平成27年3月2日	2,235円	所在不明
君津	78	26	平成26年10月31日	3,596円	所在不明
君津	78	26	平成27年1月5日	2,527円	所在不明
君津	78	26	平成27年3月2日	1,458円	所在不明
君津	79	26	平成26年10月31日	2,818円	所在不明
君津	79	26	平成27年1月5日	2,624円	所在不明
君津	79	26	平成27年3月2日	2,041円	所在不明
君津	80	26	平成26年12月1日	2,332円	所在不明
君津	80	26	平成27年2月2日	3,304円	所在不明
君津	81	25	平成26年3月28日	24,780円	所在不明
君津	81	26	平成26年6月2日	22,932円	所在不明
君津	81	26	平成26年7月31日	17,236円	所在不明
君津	82	26	平成26年9月1日	6,642円	所在不明
君津	82	26	平成26年10月31日	2,624円	所在不明
君津	82	26	平成27年1月5日	2,041円	所在不明
君津	83	26	平成26年6月30日	2,235円	所在不明
君津	83	26	平成26年9月1日	4,622円	所在不明
君津	83	26	平成26年9月30日	2,235円	所在不明
君津	83	26	平成26年10月31日	1,458円	所在不明
君津	84	26	平成26年9月1日	2,624円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
君津	84	26	平成26年10月31日	1,944円	所在不明
君津	84	26	平成27年1月5日	1,944円	所在不明
君津	85	26	平成26年12月1日	9,828円	所在不明
君津	85	26	平成27年2月2日	16,934円	所在不明
君津	85	26	平成27年3月2日	7,754円	所在不明
君津	86	26	平成26年9月1日	4,989円	所在不明
君津	86	26	平成26年9月30日	3,402円	所在不明
君津	87	26	平成26年12月1日	1,652円	所在不明
君津	87	26	平成27年2月2日	2,235円	所在不明
君津	88	25	平成26年4月30日	3,402円	所在不明
君津	88	26	平成26年6月30日	2,929円	所在不明
君津	88	26	平成26年9月1日	1,944円	所在不明
君津	89	26	平成27年1月5日	972円	所在不明
君津	90	26	平成26年9月1日	5,724円	所在不明
君津	90	26	平成27年1月5日	2,721円	所在不明
君津	90	26	平成27年3月2日	1,944円	所在不明
君津	91	25	平成26年3月28日	2,551円	所在不明
君津	91	25	平成26年3月28日	2,457円	所在不明
君津	92	26	平成26年6月30日	6,279円	所在不明
君津	92	26	平成26年9月1日	5,540円	所在不明
君津	92	26	平成26年10月31日	2,916円	所在不明
君津	93	25	平成26年4月30日	2,551円	所在不明
君津	93	26	平成26年6月30日	2,646円	所在不明
君津	93	26	平成26年7月31日	2,624円	所在不明
君津	94	26	平成27年1月5日	2,332円	所在不明
君津	94	26	平成27年1月5日	1,166円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
君津	95	26	平成26年12月1日	3,888円	所在不明
君津	95	26	平成27年2月2日	2,430円	所在不明
君津	96	26	平成27年3月2日	6,825円	所在不明
君津	97	26	平成26年9月30日	13,305円	所在不明
君津	97	26	平成26年10月31日	4,438円	所在不明
君津	98	26	平成26年9月30日	3,110円	所在不明
君津	98	26	平成26年10月31日	2,721円	所在不明
君津	99	26	平成26年6月30日	3,958円	所在不明
君津	99	26	平成26年10月31日	4,071円	所在不明
君津	100	25	平成26年3月28日	1,890円	所在不明
君津	101	25	平成26年3月28日	2,268円	所在不明
君津	102	26	平成26年6月2日	1,417円	所在不明
君津	103	26	平成26年9月30日	10,054円	所在不明
君津	103	26	平成26年12月1日	7,192円	所在不明
君津	104	26	平成27年2月2日	9,828円	所在不明
君津	105	25	平成26年3月28日	1,984円	所在不明
君津	106	25	平成26年3月28日	2,646円	所在不明
君津	107	25	平成26年4月30日	2,362円	所在不明
君津	108	25	平成26年3月28日	4,672円	所在不明
君津	108	25	平成26年4月30日	4,200円	所在不明
君津	109	26	平成26年9月1日	583円	所在不明
君津	110	26	平成27年1月5日	2,235円	所在不明
君津	110	26	平成27年3月2日	2,138円	所在不明
君津	111	26	平成27年1月5日	3,207円	所在不明
君津	112	25	平成26年4月30日	2,079円	所在不明
君津	112	26	平成26年6月30日	1,984円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
君津	112	26	平成26年9月1日	1,555円	所在不明
君津	113	26	平成27年3月2日	1,944円	所在不明
君津	114	26	平成26年10月31日	8,013円	所在不明
君津	114	26	平成27年1月5日	8,920円	所在不明
君津	114	26	平成27年2月2日	4,136円	所在不明
君津	115	25	平成26年4月30日	2,079円	所在不明
君津	115	26	平成26年6月30日	1,512円	所在不明
君津	116	25	平成26年4月30日	3,307円	所在不明
君津	116	26	平成26年6月30日	5,029円	所在不明
君津	116	26	平成26年7月31日	1,458円	所在不明
君津	117	26	平成27年1月5日	8,694円	所在不明
君津	118	26	平成26年12月1日	2,534円	所在不明
君津	118	26	平成27年2月2日	4,255円	所在不明
君津	119	26	平成27年3月2日	2,527円	所在不明
君津	120	25	平成26年4月30日	1,890円	所在不明
君津	121	26	平成26年12月1日	3,207円	所在不明
君津	121	26	平成27年2月2日	1,944円	所在不明
君津	122	25	平成26年4月30日	6,100円	所在不明
君津	122	26	平成26年6月30日	6,100円	所在不明
君津	122	26	平成26年9月1日	2,916円	所在不明
君津	123	25	平成26年4月30日	2,740円	所在不明
君津	123	26	平成26年6月30日	1,417円	所在不明
君津	124	26	平成27年1月5日	6,458円	所在不明
君津	124	26	平成27年3月2日	3,207円	所在不明
君津	124	26	平成27年3月2日	1,263円	所在不明
君津	125	25	平成26年3月28日	13,524円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
君津	126	26	平成26年6月30日	2,430円	所在不明
君津	127	26	平成26年9月30日	10,735円	所在不明
君津	128	26	平成27年1月5日	3,790円	所在不明
君津	129	26	平成26年10月31日	6,274円	所在不明
君津	129	26	平成26年12月1日	1,944円	所在不明
君津	130	26	平成27年2月2日	5,173円	所在不明
君津	131	25	平成26年4月30日	14,406円	所在不明
君津	131	26	平成26年6月30日	12,936円	所在不明
君津	131	26	平成26年6月30日	1,846円	所在不明
君津	132	26	平成26年6月30日	10,878円	所在不明
君津	132	26	平成26年9月1日	11,415円	所在不明
君津	132	26	平成26年10月31日	6,274円	所在不明
君津	132	26	平成26年10月31日	972円	所在不明
君津	133	25	平成26年4月30日	3,024円	所在不明
君津	133	26	平成26年6月2日	2,173円	所在不明
君津	134	25	平成26年3月28日	3,591円	所在不明
君津	134	26	平成26年6月2日	3,496円	所在不明
君津	134	26	平成26年7月31日	1,944円	所在不明
君津	135	25	平成26年3月28日	1,890円	所在不明
君津	135	26	平成26年6月2日	1,890円	所在不明
君津	136	26	平成27年2月2日	2,430円	所在不明
君津	137	25	平成26年4月30日	2,173円	所在不明
君津	138	25	平成26年3月28日	4,137円	所在不明
君津	138	26	平成26年6月2日	3,591円	所在不明
君津	138	26	平成26年6月30日	1,944円	所在不明
君津	139	26	平成26年12月1日	4,806円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
君津	139	26	平成27年1月5日	2,527円	所在不明
君津	140	26	平成26年6月30日	3,958円	所在不明
君津	140	26	平成26年9月1日	4,622円	所在不明
君津	140	26	平成26年10月31日	2,818円	所在不明
君津	141	26	平成26年9月30日	8,240円	所在不明
君津	142	25	平成26年3月28日	1,890円	所在不明
君津	143	26	平成26年9月1日	4,806円	所在不明
君津	143	26	平成26年10月31日	3,888円	所在不明
君津	144	26	平成27年3月2日	5,907円	所在不明
君津	145	25	平成26年4月30日	2,457円	所在不明
君津	145	26	平成26年6月30日	2,551円	所在不明
君津	146	26	平成26年10月31日	3,790円	所在不明
君津	146	26	平成27年1月5日	3,888円	所在不明
君津	146	26	平成27年3月2日	3,499円	所在不明
君津	147	26	平成26年6月2日	1,417円	所在不明
君津	148	25	平成26年3月28日	1,890円	所在不明
君津	148	26	平成26年6月2日	1,890円	所在不明
君津	149	26	平成26年9月1日	2,721円	所在不明
君津	149	26	平成26年10月31日	3,013円	所在不明
君津	150	26	平成26年9月1日	2,527円	所在不明
君津	150	26	平成26年9月30日	1,846円	所在不明
君津	151	25	平成26年4月30日	472円	所在不明
君津	151	26	平成26年6月30日	3,118円	所在不明
君津	151	26	平成26年9月1日	2,235円	所在不明
君津	152	26	平成26年6月30日	2,457円	所在不明
君津	153	26	平成26年6月30日	14,112円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
君津	154	25	平成26年4月30日	9,775円	所在不明
君津	154	26	平成26年6月30日	2,551円	所在不明
君津	155	26	平成26年6月30日	5,208円	所在不明
君津	155	26	平成26年7月31日	3,499円	所在不明
君津	156	25	平成26年4月30日	3,402円	所在不明
君津	156	26	平成26年6月2日	2,268円	所在不明
君津	157	25	平成26年3月28日	3,685円	所在不明
君津	157	26	平成26年6月2日	4,137円	所在不明
君津	158	26	平成27年1月5日	3,790円	所在不明
君津	158	26	平成27年3月2日	3,402円	所在不明
君津	159	26	平成26年9月1日	583円	所在不明
君津	159	26	平成26年10月31日	2,332円	所在不明
君津	159	26	平成27年1月5日	2,332円	所在不明
君津	160	26	平成26年9月1日	2,624円	所在不明
君津	160	26	平成26年9月1日	972円	所在不明
君津	161	26	平成27年3月2日	1,652円	所在不明
君津	162	25	平成26年4月30日	3,118円	所在不明
君津	162	26	平成26年6月2日	2,362円	所在不明
君津	163	26	平成27年2月2日	1,458円	所在不明
君津	164	26	平成26年6月30日	2,041円	所在不明
君津	165	26	平成26年10月31日	2,138円	所在不明
君津	166	25	平成26年3月28日	756円	所在不明
君津	166	26	平成26年6月2日	3,402円	所在不明
君津	167	26	平成27年2月2日	2,138円	所在不明
君津	168	26	平成27年3月2日	3,499円	所在不明
君津	169	25	平成26年3月28日	1,890円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
君津	169	26	平成26年6月2日	1,984円	所在不明
君津	169	26	平成26年7月31日	1,944円	所在不明
君津	170	26	平成26年9月30日	2,818円	所在不明
君津	170	26	平成26年12月1日	2,624円	所在不明
君津	170	26	平成27年2月2日	1,944円	所在不明
君津	171	26	平成26年12月1日	2,235円	所在不明
君津	172	25	平成26年3月28日	18,816円	所在不明
君津	172	26	平成26年6月2日	14,112円	所在不明
君津	172	26	平成26年6月2日	1,458円	所在不明
君津	173	26	平成27年1月5日	4,071円	所在不明
君津	173	26	平成27年3月2日	3,013円	所在不明
君津	174	26	平成27年1月5日	5,724円	所在不明
君津	174	26	平成27年3月2日	5,173円	所在不明
君津	175	25	平成26年3月28日	2,551円	所在不明
君津	175	26	平成26年6月2日	2,268円	所在不明
君津	175	26	平成26年7月31日	1,944円	所在不明
君津	176	25	平成26年4月30日	5,922円	所在不明
君津	176	26	平成26年6月30日	7,791円	所在不明
君津	176	26	平成26年6月30日	486円	所在不明
君津	177	26	平成26年6月30日	1,795円	所在不明
君津	178	26	平成27年3月2日	9,601円	所在不明
君津	179	26	平成27年1月5日	10,962円	所在不明
君津	179	26	平成27年1月5日	2,332円	所在不明
君津	180	26	平成27年2月2日	1,652円	所在不明
君津	181	25	平成26年4月30日	3,213円	費用倒れ
君津	182	26	平成26年6月30日	1,984円	費用倒れ

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
君津	183	25	平成26年4月30日	2,173円	無資力
君津	184	26	平成26年12月1日	3,499円	無資力
君津	184	26	平成27年1月5日	2,527円	無資力
袖ヶ浦	1	26	平成26年11月11日	1,416円	消滅時効
袖ヶ浦	1	26	平成27年1月13日	1,151円	消滅時効
袖ヶ浦	2	25	平成26年5月12日	3,400円	所在不明
袖ヶ浦	2	26	平成26年7月8日	3,013円	所在不明
袖ヶ浦	2	26	平成26年9月8日	2,036円	所在不明
袖ヶ浦	3	26	平成27年3月9日	6,030円	所在不明
袖ヶ浦	4	26	平成27年3月9日	2,479円	所在不明
袖ヶ浦	5	26	平成27年1月13日	4,164円	所在不明
袖ヶ浦	5	26	平成27年3月9日	5,097円	所在不明
袖ヶ浦	6	26	平成26年9月8日	1,151円	所在不明
袖ヶ浦	7	25	平成26年5月12日	2,798円	所在不明
袖ヶ浦	7	26	平成26年7月8日	2,583円	所在不明
袖ヶ浦	8	25	平成26年5月12日	1,894円	所在不明
袖ヶ浦	8	26	平成26年7月8日	1,377円	所在不明
袖ヶ浦	9	26	平成27年1月13日	1,151円	所在不明
袖ヶ浦	9	26	平成27年2月9日	797円	所在不明
袖ヶ浦	10	26	平成26年7月8日	2,539円	所在不明
袖ヶ浦	10	26	平成26年9月8日	2,346円	所在不明
袖ヶ浦	10	26	平成26年10月8日	1,328円	所在不明
袖ヶ浦	11	26	平成26年6月9日	6,316円	所在不明
袖ヶ浦	11	26	平成26年8月8日	7,252円	所在不明
袖ヶ浦	11	26	平成26年9月8日	3,321円	所在不明
袖ヶ浦	12	26	平成27年3月9日	1,948円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
袖ヶ浦	13	26	平成26年8月8日	354円	所在不明
袖ヶ浦	14	26	平成27年1月13日	664円	所在不明
袖ヶ浦	14	26	平成27年3月9日	885円	所在不明
袖ヶ浦	15	26	平成26年11月11日	929円	所在不明
袖ヶ浦	15	26	平成27年1月13日	2,346円	所在不明
袖ヶ浦	15	26	平成27年3月9日	929円	所在不明
袖ヶ浦	16	25	平成26年4月7日	1,076円	所在不明
袖ヶ浦	17	26	平成26年11月11日	3,853円	所在不明
袖ヶ浦	17	26	平成27年1月13日	1,815円	所在不明
袖ヶ浦	18	25	平成26年5月12日	2,410円	所在不明
袖ヶ浦	18	26	平成26年7月8日	3,185円	所在不明
袖ヶ浦	19	26	平成26年7月8日	1,377円	所在不明
袖ヶ浦	19	26	平成26年9月8日	885円	所在不明
袖ヶ浦	20	26	平成26年10月8日	575円	所在不明
袖ヶ浦	21	26	平成26年11月11日	5,983円	所在不明
袖ヶ浦	21	26	平成27年1月13日	3,763円	所在不明
袖ヶ浦	21	26	平成27年3月9日	1,461円	所在不明
袖ヶ浦	22	26	平成26年7月8日	4,305円	所在不明
袖ヶ浦	23	26	平成27年3月9日	885円	所在不明
袖ヶ浦	24	26	平成26年8月8日	1,284円	所在不明
袖ヶ浦	24	26	平成26年10月8日	1,151円	所在不明
袖ヶ浦	25	26	平成26年12月8日	1,018円	所在不明
袖ヶ浦	25	26	平成27年1月13日	1,416円	所在不明
袖ヶ浦	26	25	平成26年4月7日	2,109円	所在不明
袖ヶ浦	26	26	平成26年6月9日	2,626円	所在不明
袖ヶ浦	27	26	平成26年10月8日	3,143円	所在不明

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
袖ヶ浦	27	26	平成26年12月8日	3,143円	所在不明
袖ヶ浦	27	26	平成27年2月9日	1,062円	所在不明
袖ヶ浦	28	26	平成26年10月8日	885円	所在不明
袖ヶ浦	28	26	平成26年12月8日	885円	所在不明
袖ヶ浦	29	26	平成26年8月8日	6,605円	所在不明
袖ヶ浦	29	26	平成26年10月8日	4,583円	所在不明
袖ヶ浦	29	26	平成26年12月8日	2,391円	所在不明
袖ヶ浦	30	26	平成27年2月9日	2,081円	所在不明
袖ヶ浦	31	25	平成25年12月9日	9,854円	所在不明
袖ヶ浦	31	25	平成26年2月10日	7,177円	所在不明
袖ヶ浦	32	25	平成26年4月7日	861円	所在不明
袖ヶ浦	33	25	平成26年4月7日	2,927円	所在不明
袖ヶ浦	33	26	平成26年6月9日	1,506円	所在不明
袖ヶ浦	34	25	平成26年4月7日	990円	所在不明
袖ヶ浦	35	26	平成26年7月8日	6,421円	所在不明
袖ヶ浦	35	26	平成26年8月8日	1,992円	所在不明
袖ヶ浦	36	26	平成26年10月8日	1,416円	所在不明
袖ヶ浦	36	26	平成26年12月8日	1,151円	所在不明
袖ヶ浦	36	26	平成27年2月9日	797円	所在不明
袖ヶ浦	37	26	平成26年7月8日	1,635円	所在不明
袖ヶ浦	37	26	平成26年9月8日	1,284円	所在不明
袖ヶ浦	38	25	平成26年4月7日	3,659円	所在不明
袖ヶ浦	38	26	平成26年6月9日	1,678円	所在不明
袖ヶ浦	39	26	平成26年11月11日	7,538円	費用倒れ
袖ヶ浦	39	26	平成27年1月13日	5,983円	費用倒れ
袖ヶ浦	39	26	平成27年2月9日	1,018円	費用倒れ

市域	債務者 コード	調定年度	督促納期限	債権額	債権放棄の理由
袖ヶ浦	40	26	平成27年3月9日	5,564円	費用倒れ
袖ヶ浦	41	25	平成25年7月8日	6,119円	費用倒れ
袖ヶ浦	41	25	平成25年9月9日	4,909円	費用倒れ
袖ヶ浦	41	25	平成25年11月11日	1,420円	費用倒れ
袖ヶ浦	42	25	平成25年10月7日	8,410円	費用倒れ
袖ヶ浦	42	25	平成25年12月9日	4,804円	費用倒れ
袖ヶ浦	43	26	平成27年1月13日	8,294円	費用倒れ
袖ヶ浦	44	25	平成26年4月7日	1,722円	費用倒れ
袖ヶ浦	45	26	平成27年3月9日	3,365円	費用倒れ
袖ヶ浦	46	26	平成27年3月9日	4,583円	費用倒れ
袖ヶ浦	47	25	平成26年4月7日	1,506円	費用倒れ
袖ヶ浦	47	25	平成26年4月7日	5,665円	費用倒れ
袖ヶ浦	48	26	平成26年8月8日	1,284円	無資力
袖ヶ浦	48	26	平成26年10月8日	885円	無資力

